

平成26年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年6月4日(水)

議事日程(第2号)

平成26年6月4日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

18番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	井坂 孝行 議員	2番	藤田 謙二 議員
3番	赤堀 平二郎 議員	4番	木村 郁郎 議員
5番	深谷 涉 議員	6番	鈴木 二郎 議員
7番	平山 晶邦 議員	8番	益子 慎哉 議員
9番	菊池 伸也 議員	10番	深谷 秀峰 議員
11番	高星 勝幸 議員	12番	成井 小太郎 議員
13番	茅根 猛 議員	14番	片野 宗隆 議員
15番	福地 正文 議員	16番	山口 恒男 議員
19番	黒沢 義久 議員	20番	沢 畠 亮 議員
21番	高木 将 議員	22番	宇野 隆子 議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	宮田 達夫 副市長
中原 一博 教育長	植木 宏 総務部長
加瀬 智明 政策企画部長	荻津 一成 市民生活部長
西野 千里 保健福祉部長	滑川 裕 農政部長
檜村 浩治 商工観光部長	生田目 好美 建設部長
斎藤 広美 会計管理者	井坂 光利 上下水道部長
福地 壽之 消防長	山崎 修一 教育次長
宇野 智明 秘書課長	笹川 雅之 総務課長
大和田 隆 監査委員	

事務局職員出席者

午前10時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○後藤守議長 諸般の報告を行います。

5月13日付で茨城県高齢期を考える会会長若林均氏より、議会に首都直下地震原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書が提出されております。なお、陳情に記載されております添付資料については、事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○後藤守議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番赤堀平二郎議員の発言を許します。

〔3番 赤堀平二郎議員 登壇〕

○3番（赤堀平二郎議員） 民主党の赤堀平二郎でございます。私このたび、一般質問、事前に通告させていただきましたように、3項目についてご質問申し上げます。

最初に農業問題でございますけれども、当市の主たる産業の1つが、この豊かな自然に恵まれた環境の中で営まれている農林業であることは、私、過去の質問の場におきましても、繰り返し申し述べてきたところでございます。この間、市当局もそのことを十分に踏まえられ、複合型交流拠点施設建設を初めとした、農産業構造強化のためのさまざまな施策を打ってまいっていると思っております。そこで今回私は、農業問題につきまして2項目3点について、お伺い申し上げます。

まず最初の項目、耕作放棄地について質問させていただきます。

私の調べたところによりますと、我が国の耕作放棄地は、平成22年には39万6,000ヘクタール、驚くべきことにこの数字は滋賀県の面積に匹敵するとのこと、恐らく今後も増え続けてまいるだろうと考えます。そこでお聞かせいただきたいと思っております。現在、当市の耕作放棄地の現状はどうなっているのか。また、本市としての今後の対策についても具体的にお答え願いたいと思っております。

2項目め、新規就農者についてお尋ね申し上げます。当市の現状、実績、あわせて今後の対策

についても具体的にお答えいただきたいと思います。

続きまして、介護福祉の問題につきまして、ご質問させていただきます。2項目、3点でございます。

当市におきましても、地域の少子・高齢化はとどまることなく進行し、今後大きな問題となってくることは間違いございません。そこで、受け皿となる当市の福祉介護施設についてお尋ねいたします。

まず、施設の種類と数量、そして入所条件についてお聞かせ願いたい。2番目に、収容可能数についてお聞きしたいと思います。

2項目め、地域医療・介護総合確保推進法案についてお尋ねいたします。1つはその内容、改正点についてであります。そして、それに対して、当市はどのように対応してまいるのかをお聞かせ願いたい。

3番目に、交通問題につきましてお伺いいたします。

1項目め、先の全員協議会におきまして、幸久橋の通行不可が確定したという報告がなされましたが、それに伴う影響が出ております。旧349沿いのガソリンスタンド前から、新幸久橋のもとに抜ける狭隘な道路に車が多数進入し、路肩脱輪等が多発していると聞き及んでおりますが、どのような対策をお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

2項目めに、橋梁の修理修繕、復旧についてお伺いいたします。現在、木橋であるところの新落合橋が水害によって破損し、渡橋不可能となっており、通行どめの措置がとられておりますが、何かと不便を来しておると聞き及んでおりますが、今後の復旧の見通しについてお聞かせいただきたいと思ひます。

以上3項目について、ご質問いたしました。答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

〔滑川裕農政部長 登壇〕

○滑川裕農政部長 ご質問の農業問題についてお答えいたします。

まず1点目の耕作放棄地の現状といたしましては、当市における耕作放棄地の面積は毎年農業委員会が調査を実施しており、平成24年度においては当市の全耕地面積の5.9%に当たる298.9ヘクタールであったものが、平成25年度には284.8ヘクタールとなり、約14.1ヘクタールが減少している現状でございます。この減少面積は他の市町村に先駆け、当市独自の耕作放棄地にかかる解消対策として制度化をし、実施してまいりました農地バンクにより解消した面積が約9割弱を占めております。

続きまして、農地中間管理機構についてお答えいたします。この農地中間管理機構は、国において昨年12月5日に法律の一部改正がなされ、茨城県ではこの4月1日に、公益財団法人茨城県農林振興公社が指定を受け、設立をしております。その設置目的といたしましては、農地の集積、集約化における耕作放棄地解消措置の改善、就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じるとされております。これにより、現在の農業が抱える各種課題の解決がなされるものと期待をしておるところでございます。

なお、先ほど申しあげました当市の独自施策である農地バンクの機能の一部は、当該機構へと移行となりますが、市町村への委託分としての業務が残るため、農地に関する情報収集等の業務を引き続き行ってまいります。

今後の当市の耕作放棄地対策といたしましては、先に申しあげました農地中間管理機構との連携により、当該機構の有効的な活用を図ってまいります。また、国が現在、耕作放棄地対策として制度化する各種事業を効率的に実施し、耕作放棄地対策を推進してまいります。

次に、2番目の新規就農者についてお答えいたします。就農を希望する方を当市へ呼び込むための施策として、平成21から24年度につきましては、市の独自制度として県内でも早期に新規就農者等自立支援事業及び新規就農者空き家活用支援事業を制度化し、実施してまいりました。また、24年度の後期において、国が新たに新規就農者への支援策として青年就農給付金事業を創設したことに伴い、制度を切りかえ、現在まで新規就農者への支援を実施しております。

さらには、市の窓口や県等が主催する各種相談会に出向き、これまで数多くの就農相談を行ってまいりました。これらの施策の実施により、この間当市へ就農なされた方は、市の制度利用の方が4名、国の制度利用の方が6名、年齢等の条件により両制度の対象とはなりません。就農相談会等を通し、就農なされた方が27名で、合計で37名となっております。なお、この就農者数は県内で8番目に多いものがございます。今後も、国の制度の活用や関係する機関との連携により、就農及び就農後の支援を行ってまいります。

ただいま当市の農業が抱える2つの課題についての現状等を申しあげましたが、当市の耕作放棄地についてはわずかながら減少するとともに、新規就農者についても徐々に増えつつある状況でございます。これにつきましては、現在まで実施してまいりました当市の独自農業施策の成果があらわれつつあるものと考えております。

今後につきましても、国等の個別の事業を適時、的確に実施していくことはもちろんのことですが、農業者の方々が生産したものをより高付加価値なものとする、及び販路の拡大を図ることを目的の1つとする複合型交流拠点施設の建設を進めるとともに、当市の農業施策を総合的に推進し、農業者一人ひとりの所得の向上に努め、本市の基幹産業としてのより魅力のある常陸太田市の農業づくりを行ってまいります。

以上です。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 介護福祉問題についての当市における介護福祉施設の種類、数量、そして収容人数についてのご質問にお答えいたします。

まず、介護保険施設の種類でございますが、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、そして認知症対応型共同生活介護施設の4種類でございます。

まず、介護老人福祉施設につきましては、いわゆる特別養護老人ホームと言われるものでございまして、要介護1以上の自宅での生活が困難な方が長期入所できる施設でございます。市内には現在6施設あり、合わせて定員が491名で、現在416名が入所しており、そのうち361

名が市内からの入所者となっております。

次に、介護老人保健施設につきましては、医師による管理下のもとで看護や介護、リハビリテーションを提供する施設でございます。市内には現在2施設があり、合わせて定員が200名で、現在191名が入所しており、そのうち141名が市内からの入所者となっております。

次に、介護療養型医療施設につきましては、医療を重視した長期療養者への看護や介護を行う医療施設でございます。市内には現在1施設ございまして、定員が14名で、現在13名が入所しており、そのうち10名が市内からの入院という形になってございます。

最後に、認知症対応型共同生活介護施設でございますが、いわゆるグループホームと言われているものでございまして、認知症の方が共同で生活をする施設、いわゆる住居でございます。市内には現在8施設があり、合わせて定員が144名で、現在127名が入所しており、そのうち116名が市内からの入所者となっております。

続きまして、地域医療・介護総合確保推進法案の中の介護保険制度の改正についてのご質問にお答えをいたします。

現在示されております介護保険制度改正案の内容でございますが、大きく分けまして、地域包括ケアシステムの構築と、費用負担の公平化の2つの考え方に沿って、改正法案が示されてございます。

まず、1つ目の地域包括ケアシステムの構築につきましては、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援、予防介護の充実を図るものでございまして、在宅医療と介護連携の推進、認知症対策の推進、地域ケア会議の推進、さらには生活支援サービスの充実、強化を図るものでございます。

その中で重点化、効率化を進めるものとしまして、要支援1、2の方の訪問介護、通所介護サービスが、介護保険の予防給付のサービスから、市町村が行う地域支援事業のサービスに移行することになりますが、基本的には同じ介護保険制度内でのサービスでございまして、財源構成も変わらないということになってございます。また、特別養護老人ホームの新規の入所基準が、要介護3以上になるということが示されております。

次に、考え方の2つ目、費用負担の公平化につきましては、一定以上の所得や資産のある方の利用者負担が1割から2割になること、低所得者の保険料の負担軽減率が5割から7割に拡大されること、また低所得者の施設利用にかかる食費、居住費の補填をする補足給付の判定要件に、一定額以上の預貯金等の資産要件が加算されるといった内容となっております。

当市といたしまして、今後どのように対応していくのかというご質問でございますけれども、現段階におきましては、法案に基づく基本的な方針が示されている状況でございます。今後、国から示されます具体的な指針等の内容などを踏まえまして、事業が円滑に推進できるよう、今年度策定する予定の第6期の高齢者福祉計画の策定作業の中で、考え方を検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○後藤守議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 交通問題について、1つ目の裏道、近道進入車両における事故防止対策についてお答えいたします。

国道349号、幸久橋の通行どめの影響によりまして、地域の皆様には大変ご不便をおかけしております。県の安全性調査の結果では、幸久橋は河川内の橋脚が不安定となっているため、通行車両に大きな危険を及ぼすおそれがある状態であり、安全に通行できる状態にすることが技術的に難しいため、通行の再開は困難であると判断されました。

議員ご質問の、旧349号沿いのガソリンスタンド前から幸久大橋のたもとに抜ける市道1054号線は、地域の生活道路として利用されておりますが、幅員が狭いうえに道路が屈曲し、見通しが悪い箇所があるなどの状態となっております。幸久橋の通行どめ後は、以前にもまして通勤時間帯を初め、日中におきましても通過車両が当道路に侵入しており、交通事故の発生が危惧されております。

このようなことから、これまでに通学路の一部変更や、側溝の一部ふたかけなどの安全対策を実施してまいりました。しかしながら、通過車両が道路幅の狭い箇所や見通しが悪い箇所を通行する際は、歩行者との接触による人身事故や、車両同士の衝突事故などの重大な事故となるおそれがありますので、さらに安全を確保するため狭隘箇所の道路拡幅や、見通しがよくなるような視距改良などの道路整備を早急に進めてまいります。実施に当たりましては地元町会の意見を踏まえ、警察など関係機関との協議を行いながら、地域の安全・安心の確保に向けて努めてまいります。

次に、2つ目の新落合橋の今後の見通しについてでございます。新落合橋は4月3日から4日にかけての集中豪雨により、橋面が約18.7メートルにわたって下流側に屈曲し、車両、歩行者等の通行が危険なため、現在は通行どめとしております。

被災当初は、災害復旧工事を専決処分による市の単独予算で対応する予定でございましたが、調査の結果、事業費がかさむこととなり、また上流にかかる八幡橋が迂回路として供用できることから、本橋の復旧については国の災害復旧事業により対応することとなったため、復旧工事に着手していない状況となっております。なお、昨日6月3日に国の災害査定を受けまして、新落合橋の災害復旧事業が、国庫負担金を使っての国災事業として採択されたところでございます。

橋梁の災害復旧工事は、11月からの河川の渇水期の施工となりますので、今後は災害復旧の詳細設計や河川管理者の国土交通省常陸河川国道事務所との協議、及び国庫負担金の申請などを9月までに完了し、10月には工事を発注し、翌年3月までに工事を完了させる予定でございます。通行どめとしていることで、市民の皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけしている状況でございますので、一日も早い復旧、開通を目指して工事を進めてまいります。

以上です。

○後藤守議長 赤堀議員。

〔3番 赤堀平二郎議員 質問者席へ〕

○3番（赤堀平二郎議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、農業問題でございますけれども、1回目の答弁の中で、当市におきましては耕作放棄地、新規就農者が増えている、成果が上がっているということを知りまして、まことに頼もしく感じているところでございます。今後とも、さらなる対策推進をお願い申し上げます。

農地の集積・集約、大規模化は、時代の流れであり要請でありましょう。JA全国中央会もまた、20から30ヘクタールの農地を持つ専業農家の創出を目指す今後の方針を掲げていると聞き及んでおります。しかしながら、多くの中山間地域を抱える当市には、集約・集積の困難な農地を数多く抱えておるのが現状でございます。この集約・集積が困難な農地、耕作放棄地に対する施策といたしまして、全国でも多くの成功事例、実績を持つ薬草の栽培について提言させていただきます。

まず、薬草に関する資料、そして成功事例でございます。平成26年度の国の予算要求の概要の中で、薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業、この予算規模は4億6,800万円とされておりますけれども、対策のポイントは数十種類に及ぶ薬用作物について、地域ごとの圃場条件に合わせた栽培技術の最適化を図るため、産地特有の課題解決に向けた取り組みを支援する内容となっております。政策目標は薬用作物の試験栽培等を通じて、新たな産地を創出し、国内生産量を平成28年度までに1.5倍に拡大する。これは平成22年度と比較した場合でございます。

このように第1回目の答弁でもありましたように、このたび多目的複合型交流拠点の施設の中にも、トマトの実験、体験コーナーとして、トマトの圃場を作る計画でございますけれども、このように収益性の高い、高付加価値な作物が農家の収入の向上に資するものであり、農家経営の安定化ひいては魅力ある職業としての農業、新規就農者の定着増加につながるものと考えます。

具体的な成功事例、薬草についてのことを読ませていただきます。当常陸太田においてもソバは有名でございますけれども、長野県の戸隠、この地においてトウキという薬草を栽培しております。トウキというのは血行をよくして、血流をよくして、体にいい影響を与える薬草とされておりますが、同時にこのトウキはイノシシがそのにおいを嫌って、周辺に出没することを防いでいる効果も上がっているらしいのでございます。

また、金沢市においては、1万1,100平方メートルを活用して、漢方薬の原料となる薬用植物の生産に乗り出すということでございます。このように、中山間地域において薬草を栽培することによって、収益の高い作物を収穫し、農家の経営の安定に資するものと考えます。したがって、このようなことを今後市として検討、研究なされるつもりはあるかどうかのご答弁をいただきたいと思っております。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 耕作放棄地の有効活用の1つの方策として、薬草の栽培により、より付加価値なものを、そして消費者が望み、需要が見込まれる希少な作物を栽培してみてもどうかというご提案であるものと受けとめております。

薬草につきましては、栽培の容易さや販路など研究しなければならない点が多くございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○後藤守議長 赤堀議員。

○3番（赤堀平二郎議員） ぜひとも、今後の検討課題としてやっていただきたいなと思うわけでございます。やはり農家の経営が安定しませんと、新規就農者も増えないというのが現状でございますので、付加価値の高いもの、収益性の高いものを今後とも市も研究、検討なされまして、農家の皆さんとともに、この地域が豊かな農業・林業のまちとして活性化していくことを望みたいと思います。

以上で、農業問題についての質問を終えさせていただきます。

続きまして、介護福祉の問題でございますけれども、これは確認でございますが、地域医療・介護総合確保推進法案によりまして、要支援1、2が外れて地方自治体に振り分けられる、任せられるということでございますけれども、私どもとして地域のことは地域で行うというのはもともとそういう考えでございますが、問題は財源と権限まで国が与えてくれるのかどうか問題であると考えております。

そこで確認させていただきますけれども、旧来の要支援1、2の方の通所介護、訪問介護の内容、サービスを受ける方の負担は旧来と変わらないのかどうか、その点を一度確認していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問でございますが、市町村支援事業に移ることによって、財源のご心配についてのご質問かなと存じております。

基本的に現在国から示されている考え方につきましては、従来の枠組みでの財源確保ができる。ただ、介護給付から市町村支援事業に移ることによりまして、国から市町村に入ってくる財源の種別が若干変わってくる。負担金から交付金という取り扱いになると伺ってございますけれども、基本的に財源構成、負担割合等については変わらないと伺ってございます。

以上でございます。

○後藤守議長 赤堀議員。

○3番（赤堀平二郎議員） 理解をしました。

では、最後の交通問題でございますけれども、幸久橋の通行どめはいろいろなところで影響が出ていることは紛れもない事実でございます。その影響を少しでも緩和していただくために、狭隘部分、曲がっているところの改修を行っていただけるということで、まことに安心いたしました。

新落合橋のことに關しましては、今後とも国の災害等の資金等によって、一日も早く復旧、通行どめの解消に向けて努力していくということでございますので、そのことにつきましても了とさせていただきます。

以上をもちまして、私、赤堀平二郎の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○後藤守議長 次、2番藤田謙二議員の発言を許します。

〔2番 藤田謙二議員 登壇〕

○2番（藤田謙二議員） 2番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

少子化・人口減少問題が、地方はもちろん日本の抱える大きな課題となっている中、先月8日、有識者らで作る政策発信組織である日本創成会議の人口減少問題検討分科会が、2040年に若年女性の流出により、過疎地を中心に全国の自治体の半数が消滅の危機に直面するといった衝撃的な試算を発表しました。

それによると、国立社会保障人口問題研究所が昨年3月にまとめた将来推計人口のデータをもとに、最近の都市間の人口移動の状況を加味して、2040年の20歳から30歳代の女性の数を試算。その結果、2010年と比較して若年女性が半分以下に減る自治体、いわゆる消滅可能性都市が全国の49.8%に当たる896市町村に上り、このうち523市町村は人口が1万人を切ると見込まれ、社会保障や公共交通、学校の維持ができなくなるとの内容でありました。

都道府県別では、秋田県や青森県など東北地方の割合が高く、茨城県内に目を向けてみると、44の全市町村で減少となり、出生率が上昇しても人口維持が困難となる50%以上減少の市町村も、全体の約4割に相当する18市町村に上るとされ、2010年と2040年の比較で最も減少率が高いとみられるのが大子町で72.6%、次いで城里町の67%、河内町の66.1%と続き、常陸太田市は減少率64.3%と県内で4番目に位置し、市としては減少率トップと推測されています。

そのような状況がテレビや新聞などメディアでも大きく取り上げられたわけですが、テレビ朝日の「グッド！モーニング」という番組では、今年4月から全国でも珍しい少子化・人口減少対策課という部署を作り、子育て上手というキャッチフレーズのもと、人口減少問題に取り組んでいるまちとして常陸太田市が紹介され、市担当職員と子育て中の市民の方のコメントが放送されるなど、先進事例として本市の子育てに関する幅広い支援の取り組みが取り上げられ、一定の評価を受けたという点ではとても喜ばしいことではありますが、ある意味、それだけ深刻な状況にあるというあかしも捉えられるわけでもあります。

そんな状況のもと、今回は若者定住促進などを中心に3項目12件について質問をさせていただきます。

それでは質問に入ります。

1つ目は、若者定住促進についてであります。

冒頭触れたように、本市では現在、新婚家庭の賃貸家賃助成、月額2万円、最大で36カ月、また中学3年生までの医療費の助成、さらには子ども3人目からは保育料が無料、2人目は減額ということでありますけれども、さらにおむつ代の助成、1歳の誕生日までに上限2万円といった幅広い支援策を実施している中、効果も徐々にあらわれてきていることは周知のとおりであります。

一方、さらに若者の定住を促進していくためには、住環境や子育て支援に加え、働く場所の確保が必要になってきます。男女を問わず、高校や大学を卒業して就職できる環境整備、昨今地方や、特に過疎地域における最大かつ最高の就職先は役所とも言われるようになってきていますけ

れども、どこの自治体でも行政改革の推進として人員削減を実施している現状で、地元就職しなくてもなかなか就職先が見当たらないというのが実情ではないでしょうか。

そこで、(1)市内企業の雇用状況について、①として、本市学卒及び高卒者の就職状況についてお伺いいたします。また、市内3つの工業団地では企業立地に際し、各種奨励金制度を設けるなどして企業誘致に取り組まれてきていますが、②として、工業団地の地元採用状況についてお伺いいたします。

次に、(2)雇用の場の創出についてですが、一般的には雇用の場の確保という点、工業団地など製造関係の工場の誘致に目が向きがちでありますけれども、一昨年国道349号バイパス沿道に出店した飲食業関連の店舗では、地元採用人数約50名と雇用の面で大きな貢献を果たすなどしています。また、若者の定住を推進する上でも、商業振興の充実というものがとても重要になってきますが、雇用の場という観点と若者の購買動向という両面から、①として、商業振興に向けた誘致策についての考えをお伺いいたします。

また5月21日の全員協議会で、国道349号バイパス沿道地区開発について、東部東地区と位置づけ、土地利用調査を行う旨、説明がありましたが、改めて議会の場で②として、国道349号バイパス沿道地区開発の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、(3)若手起業家支援についてですが、この件については平成24年9月の定例会でも質問させていただいておりますが、再度提案も含め質問させていただきます。

前回のときは、若者定住につなげるためにも、若者の支援策の1つとして若手起業家支援助成制度の新設についてご所見を伺ったところ、今後若者等を含む起業家に対するサポート体制を市商工会と連携し、助成制度なども含めた協議、検討を行い、支援体制を図っていくと答弁いただいております。

以前もお話ししたように、栃木県宇都宮市内のもみじ通りという、空き店舗の多い崩壊してしまっていた商店会通りに、30代の経営者のおしゃれな店舗が立て続けに4店舗オープンしたことにより、その通りが生まれ変わり、今では広範囲からの来街者でにぎわいを見せるまでまちが再建されたという事例があります。なお、成功した背景には、こんな店がこの通りにあつたらいいなという計画のもと、対象の業種のオーナーを一本釣りするといった誘致方式でまちの形成を図ったということでありました。

また徳島県神山町も、将来まちに必要な起業家や職人を逆指名して、移住、定住促進につなげるなど実績を上げ、ワーク・イン・レジデンスとして注目されています。

この2つの成功事例から言えることは、まちとして必要な業種に的を絞って募集をかけて、移住、定住につなげるとともに、若いおしゃれなセンスにより新たな風を地域に吹き込んでいるということです。ぜひ常陸太田市においても、同様のケースで若者の力でまちに活気が生まれることを期待するところですが、工業団地の企業立地の際の各種奨励制度と同じように、起業する若者についても融資制度のみならず、助成制度などを新設し、支援体制を図ってはと考えますが、①として、若手起業家支援事業の創設についてご所見をお伺いいたします。

2つ目は、郷土への愛着心の育成についてであります。自分の生まれ育ったふるさとへの愛着

を高めるには、地域の歴史や文化、風習など、ふるさとならではの魅力を知り、関心を高め、誇りに感じる事が大切です。現在小学校では、総合学習の一環として、地元探検などの授業や社会科副読本を通じて、自分たちの住む地域を学び、郷土への愛着心を育む教育が取り入れられています。同様に中学校においても、地域の魅力について現地に出向いて学ぶなど、ふるさとへの関心を高める取り組みが行われています。このような学習を通じて郷土への愛着が高まるということは、大人になったときにその地元に住み続けるか、地元を離れてしまうのかといったことへも少なからず影響をもたらすものと感じています。

そのような中、平成25年度より茨城県教育委員会では県独自の取り組みとして、楽しみながら茨城県の伝統や文化等を学ぶことができる、いばらきっ子郷土検定事業を中学2年生を対象に実施しました。この事業は県問題25問、市町村問題25問の合計50問で、45問以上正答者が1級、40問以上正答が2級、35問以上正答が3級として認定証が授与され、さらに各市町村で代表校を決定し、県大会を開催。本市からは里美中が代表校に選ばれ、県大会に出場しました。結果、1回戦、準決勝戦、決勝戦を見事勝ち上がった下館中が、初代チャンピオンに輝いたというものであります。

県のホームページによると、243校、2万6,406人が参加し、県問題25問の平均正答率50%、市町村問題25問の平均正答率が56.1%、全体50問の平均正答率が53.1%ということで、受検者に対する認定証の割合としては1級が1.3%、2級が5%、3級が9.2%という結果であったようであります。

そこで、(1)として、いばらきっ子郷土検定について、①として、本市における初年度の取り組み状況と結果、及び成果についてお伺いいたします。②として、初年度は初めての取り組みということで、学校によっては若干温度差が生じたとも思われますが、そういったもろもろの反省を踏まえて、今年度の対応についてお伺いいたします。そして私自身、この茨城や地元を知ってこそ、茨城や地元のよさが伝えられるといったこの事業の趣旨には共感を覚えるとともに、中学生のみならず、小学校社会科副読本を応用しての小学生版や、生涯学習としての社会人版など対象の年齢層の範囲を広げて実施すべきとも考えますが、③として、小学生や社会人向けにも実施するなど、今後の市独自の展開についてご所見をお伺いいたします。

3つ目は、防災体制の強化についてであります。

4月3日から4日にかけて、県内の24観測点のうち7地点で、4月の24時間雨量で観測史上最大を記録するなどの大雨の影響により、本市でも市街地の道路付近や民家の裏山ほか2カ所で、土砂崩れが発生するなどの被害に見舞われました。幸いにけが人は出ませんでした。特に木崎二町の国道293号の片側車線をふさいだ土砂崩れは、朝7時45分に発生し、春休み期間でなければ、高校生が多数通学している時間帯で、あわや大惨事となりかねない状況であったわけです。

東日本大震災から3年が経過し、震災当時は別段緊急の修繕を必要としなかったところも、この3年間の間で徐々に傷みが進行し、危険な状況へと推移しているものも少なくないのかもしれない。5月の全員協議会で幸久橋の復旧工事が厳しい見通しであるという旨、報告がありまし

たが、まさにこの幸久橋に象徴されるように、震災当時はさほど出なかった損傷も3年間の風雨や余震等の影響もあったのかもしれませんが、そういったことで通行が不可能となった状況に陥ってしまうということは、ほかの市内の危険場所の点検も適時行う必要があるのではと感じています。

そこで、(1)土砂災害対策について、①として、市内には土砂災害ハザードマップが地区ごとに作成されていますが、実際にどのように周知されているのか、ハザードマップの周知状況についてお伺いいたします。②として、土砂災害特別警戒区域などに指定されている危険箇所の定期点検等についてどのように行っているのか、お伺いいたします。③として、自主防災組織との連携についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。④として、災害発生時の情報の発信方法についてお伺いをいたします。

以上、12件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔榎村浩治商工観光部長 登壇〕

○榎村浩治商工観光部長 若者定住促進についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、市内企業の雇用状況についてのご質問にお答えをいたします。本市学卒、高卒者の就職状況についてでございますが、市内中学あるいは高校を卒業した後の進路につきましては、各卒業された学校においては把握されておりますが、その先の進路につきましては把握できない状況にありますことから、市内の3つの高校の就職状況についてご答弁をさせていただきます。

市内3つの高校の平成25年度卒業生は、男子306名、女子267名、合計573名でございますが、そのうちの男子26名、全体の約8.5%に当たります、女子61名、全体の22.8%に当たります、合計87名、全体の15.2%が59の事業所へこの4月に就職しております。なお、そのうち市内の企業へは10事業所でございます。

続きまして、工業団地の地元採用状況についてのご質問にお答えをいたします。現在市内3つの工業団地に28社が立地され、うち25社が操業しております。本年4月1日現在で1,174名の方が雇用されており、うち418名、全体の35.6%に当たりますが、この方は市内在住者でございます。なお、本年4月に新規採用された方は27名で、うち本市在住者は8名、全体の29.6%となっております。

続きまして、雇用の場の創出についての中、商業振興に向けた誘致策についてのご質問にお答えをいたします。雇用の場の確保に向けましては、これまでも国や県等の関係機関と一緒に市内在住者を訪問いたしまして、新規雇用をお願いをするなど雇用促進に向けた取り組みをまいりました。また、昨年度より始めました、ハローワーク常陸大宮と共同開催によります市内高校生を対象といたしました市内事業所への職場見学会や、集団面接会などによりまして、参加事業者から1名の就職内定をいただいたところでございます。

商業振興に向けた誘致策でございますが、まず知っていただくための土地や建物などの情報収

集に当たり、出店を検討している事業者への情報発信がタイムリーにできるよう、関係部署との連携強化とともに、体制強化を図ってまいります。

続きまして、若手起業家支援についての、若手起業家支援事業の創設についてのご質問にお答えをいたします。前段でも申し上げましたように、商業振興に向けた支援体制につきましては、関係部署ともに市商工会と連携を図っているところでございます。本市で起業、創業を目指す事業者から相談等があった際には、市商工会とともに積極的に相談に乗り、融資制度のご案内や空き店舗の紹介をするなどの支援をしてきております。また、平成18年度より継続し取り組んできておりますチャレンジショップへの家賃助成事業につきましても、継続して助成をしているところでございます。

現在、国や茨城県が企業、創業を目指す事業者への支援事業を創設しておりますことから、これらを広く広報、案内に努めますとともに、若者定住促進につながりますよう、関係部署と連携を図りまして、助成制度を含めた新たな起業家支援について引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 国道349号バイパス沿道地区開発の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

市の都市計画マスタープランにおいて、将来的に地区計画等の制度を活用し、市街化を図るとして位置づけられた国道349号バイパス西側の金井町、埜町、中城町、馬場町の各一部にかかる仮称東部東地区につきましては、地権者の土地利用転換を望む声も強く、これまでに個別の商業事業者による当該地区の大型商業施設の開発行為の問い合わせや相談も複数ありましたが、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法などまちづくり3法の改正や農地法の改正が影響し、農地の転用が困難なため、開発は一向に進んでいない状況にあります。

現在、国道349号バイパスは4車線化の工事が進められており、また国道293号バイパスの小目町から新宿西宮線、機初団地地内までの開通も予定されていることから、今年に入りまして当該地区への沿道サービス施設の問い合わせや相談が増えております。このままでは、市の都市計画マスタープランで位置づけした商業業務拠点としての開発そのものが進まずに、沿道沿いにだけ立地可能な店舗が張りつき、後背地となる農地が取り残されるなどの影響が懸念されます。

このようなことから、今後としましては当該地区が商業地などとして土地利用が可能となるよう、市街化区域への編入を視野に入れた土地区画整理事業も有効な手段の1つではないかと考えられますので、最適な手法をもって事務手続に入れるように、市としましても積極的に支援する必要があると考えております。

まずは、早急に当該地区の開発に向けた土地利用の検討、地権者の意向集約などの調査が必要となりますので、今回の議案として調査費を計上いたしました。その調査結果を踏まえまして、早期の開発に向けて地元を初めとする関係機関との協議など、事務手続を進めてまいります。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 いばらきっ子郷土検定についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成25年度、県主催で初めて実施されましたいばらきっ子郷土検定事業の本市における取り組みの状況についてでございますが、市内の大会を茨城教育月間に当たる昨年11月7日から9日に、市内の全中学校8校において実施いたしました。市内481人の中学2年生が受検し、県問題の平均正答率53.1%、市問題の平均正答率54.5%、全50問の平均正答率53.8%という結果でございました。あわせて1級から3級の認定証を授与された中学2年生は55人でございましたが、この内訳といたしまして、45問以上正解の1級認定が1人、40問以上正解の2級認定が16人、35問以上正解の3級認定が38名でございました。

この大会の結果、里美中学校が本市8中学校の代表として、2月1日土曜日に、ひたちなか文化会館で開催されました県大会に出場いたしましたところでございます。予選Gブロック5校の中で、7問目まで全問正解で健闘したところでございますが、最終問題が不正解となり、惜しくも決勝進出とはなりません。里美中以外の学校の子どもたちも、郷土のいろいろな問題に真剣に取り組む、子どもたちの郷土に関する理解につながり、里美中の子どもたちは自信につながったものと考えております。

次に、本年度の対応についてご説明いたします。本検定は中学2年生対象であります。市内の大会の際、2年生だけでなく1年生にも、問題集やウェブサイトを参考にしながら実施を促進し、常陸太田市や茨城県のことを知り、郷土を愛する心の醸成を図る取り組みをしてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましても、住みなれた地域への愛着や伝統文化のすばらしさ、地域の方々との結びつきなどを通して、郷土を学び、郷土から学び、郷土を作る教育を引き続き推進してまいります。

次に、今後の市独自の展開についてでございますが、まず小中学校におきましては、ふるさと再発見事業で地域の自然や歴史、史跡などを散策しながら学び、学びの成果を学校ごとにまとめて、生涯学習フェスティバルにおいて展示しております。また、小学校中学校それぞれの社会科副読本を活用して、社会科や総合的な学習の時間の中で郷土や地域を学んでおります。さらに、本市の先人の偉業を学ぶため、本市の偉人を取り上げた小学校歴史読本「常陸太田の礎を築いた人たち」を作製し、小学校6年生対象に配付して、これらを親子、家庭の中で読むことにより郷土の偉人を知り、関心を高めることにより、ふるさとに愛着を持ち、郷土に誇りを持つよう進めているところでございます。

地域においては、エコミュージアム活動を通して地域資源の掘り起こしを行い、地域にある史跡や自然など、すばらしい資源を再発見していただく取り組み等も推進しているところでございます。また生涯学習の講座におきましては、ジオパークについて大地の成り立ちジオ講座、ふるさとの歩みを学ぶ歴史講座、昔ながらの食のすばらしさを学ぶ講座など、歴史、自然、食について9つの講座で、約500名の市民が学べる場を開設しているところでございます。

また、昨年度市に移管されました西山研修所においても、歴史講座を今年度実施しているところ

ろでございます。今後の市独自の取り組みの展開につきましては、これらの事業をさらに組み合わせたり、工夫しながら、小中学生を初め、市民の皆さんがさまざまな学習の場を通して、ふるさとのよさや地域の魅力を再認識し、生涯にわたり郷土への愛着心を育む教育を受けることができる場を提供し、ふるさとへの関心を高め、すばらしい歴史を有する常陸太田市に対しての誇りと郷土愛をもって、郷土に住んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 防災体制の強化について、土砂災害対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、ハザードマップの周知状況についてでございますが、ハザードマップにつきましては、これまで国や県の指定に基づき、洪水による浸水想定深及び土砂災害による危険区域のデータを反映させたものを作成し、各世帯へ配付を行っているところでございます。このうち、土砂災害危険区域につきましては、市内で739カ所がある中、221カ所についてマップを作成しており、今後県の指定に基づき、順次更新を行っていく予定でございます。

ハザードマップ作成時には、関係地域の町会長や住民の皆様、危険区域に該当する地権者などを対象に説明会を開催し、ハザードマップ作成の趣旨や活用などについて説明するとともに、ワークショップ形式でマップに関する意見や要望などを伺い、住民の皆様がより活用しやすいよう、マップへ反映させ配付しているところでございます。また作成の際には、自主防災会の活動において活用していただくよう、お願いもしているところでございます。ハザードマップにつきましては、作成・配付の目的に沿って、住民の皆様が有効に活用していただけるよう、今後の改定時の内容の充実や定期的な周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、危険箇所の定期点検についてでございますが、現在県におきましてはこれらの危険箇所などのうち、対策が済んでいる箇所や経過観察が必要な箇所など18カ所について、年1回点検を実施している状況でございます。また市におきましても、公衆用道路など公共施設に影響がある箇所について情報の収集に努めますとともに、関係所管への情報提供を図ってまいりたいと考えております。またこれらの危険箇所については、市で対応が困難な民地が多く含まれておりますことから、避難などその対応について、ハザードマップの活用促進にあわせ周知をしてまいります。

3点目の自主防災組織との連携についてでございますが、これまで各地域の自主防災会設立や防災訓練への協力、災害時の物資や情報の提供など連携を図ってきたところでございます。また平成24年度からは、防災資機材の補助や防災リーダー研修会の開催、また本年度からは、いばらき防災大学への参加費助成を行うことで組織の充実が図られるよう、支援を行っているところでございます。

これらの協力支援にあわせまして、災害発生時におきましては、その状況や避難勧告など関係地域の情報提供と地域からの情報収集など、相互に連携が密に図られるよう、体制整備に努めるほか、自主防災会の活動が円滑に行われるよう、参考となる資料やマニュアルなどを提供してま

いりたいと考えております。

4点目の災害発生時の情報の発信方法につきましては、防災行政無線によります情報提供を初めといたしまして、ホームページ、フェイスブック、ツイッターへの掲載、メール一斉配信の活用など、多くの皆様へ災害情報を伝達できるよう、引き続きまして努めてまいります。

○後藤守議長 藤田議員。

〔2番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○2番（藤田謙二議員） ただいまは、各項目ごとに答弁をいただきありがとうございます。それでは2回目の質問をさせていただきます。

大項目1の（1）については、①②ともに現況は理解をいたしました。市内3高校の就職者のうち、市内企業への就職が全体の6分の1、企業数のほうですね、あとは工業団地内の市内在住者の雇用及び新規採用についても、ともに約30%から35%と依然厳しい雇用状況であるということが数字からもわかるわけであります。

常陸太田市第5次総合計画の平成26年度から3カ年の実施計画でも、本市学卒及び高卒者を対象とした採用の働きかけにより、工業団地立地企業の新規雇用者数の目標値を27人と掲げてありますので、ぜひ達成できるように推進していただきたいと要望するとともに、今後本市学卒、高卒者の就職状況のデータというものも、分析や対策を図る上でとても重要であると感じていますので、ぜひ状況把握という意味でもデータの収集に努めていっていただきたいと要望をいたします。

（2）については、雇用の場という観点と地域のにぎわいや若者の購買動向といった観点からも、商業振興は必須条件であると感じています。特に、国道349号のバイパス沿道地区の商業地開発については、これまで一向に進まなかった経過や現在の状況、今後の進め方などが整理された上、説明をいただきましたけれども、ぜひいろいろな制度の中から有効かつ最良なものを選定して、できるだけ早く開発が進められるよう、最善を尽くしていただきたいと要望をいたします。また、アウトレットショッピングモールのような雇用や観光、さらには地域経済にも高影響をもたらす可能性の高い商業施設の誘致などもぜひ研究課題として、調査してみる価値もあると感じていますので、今後検討いただきたいと思います。

（3）については、国や県の支援事業のほかに、市独自のプラスアルファの支援策をぜひとも加えていただきたいと考えています。国の支援では、全国津々浦々広いエリアが対象となり、また県が新設した県北地域ビジネス創設支援事業も、県北といった広範囲が対象となるわけですので、同じ土俵の上での勝負では不利になってしまうようなケースも考えられますから、ぜひ子育てするなら常陸太田といった子育て支援同様に、若者が起業するなら常陸太田といった常陸太田ならではのモデルケースとなり得るような、若手起業家支援事業の創設を切望いたします。若い人たちが住むといった環境のみならず、企業など挑戦しやすい環境整備の推進に期待をしています。

大項目2の（1）①については、初年度ということもあり、学校ごとに取り組み方にも大分温度差があったように伺っておりますし、特に受検に際しては一発勝負というか、事前学習をした

学校、また事前学習をしないで取り組んだ学校など十分なすり合わせができていなかったという
ような反省も上がっていると伺っております。ぜひ今年は統一した形で実施できるよう、また県
平均と比べると正答率が高いんですが、認定授与者数の率が低いようですので、ぜひ改善される
よう指導に期待をしています。

②については、対象学年を2年生だけではなく1年生にも広げるという考えであるということ
でありますので、ぜひ実践していただきたいと思います。そこで、常陸太田市の設問について再
質問いたします。昨年の常陸太田市の問題設定の経緯と本年度の対応について、お伺いしたいと
思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 昨年の常陸太田市の問題設定と今年度の対応についてでございますが、問題
設定に当たりましては、検定実施要項に基づきまして、常陸太田市の歴史、文化、人物、観光物
産、農林業等を幅広く問題作成するため、関係部署や学識経験者から助言をいただきながら、昨
年度60問程度を作成いたしました。そのうちバランス等を考慮しまして、市の問題として25
問を選択して、県の問題25問と加えて計50問で市の大会の問題にしたところでございます。

なお、今年度の本市の問題設定につきましては、新たな問題を昨年度の60問に加えまして、
15問程度新たに作成し、計75問となりますが、そのうち昨年の問題を加工したもの、あるい
はそのままでよいということですが、新たな問題を15問選択して、計25問を市内の大会の
問題として使うよう、県のほうから説明を受けております。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） わかりました。

それでは次に、3については小中学校や地域、生涯学習講座等でさまざまな学びを得る機会を
作っているということは十分理解をいたしました。その上で、いばらきっ子郷土検定のような手
法を用いることにより、専門的な分野の特化した学習だけではなく、広い意味でいろいろな分野
から郷土を理解することで、郷土への関心や愛着もより高まるのではと感じておりますので、地
域によっては独自に地域かるたなどを作製して、郷土への愛着心を育んでいる自治体もあるよう
ですし、ぜひ「おおたっ子検定」のような社会科副読本を生かした小学生バージョンの検定や社
会人向けの検定などを導入するなど、今後独自の展開を期待したいと思います。

そしてすぐできることとして、県のホームページにはいばらきっ子郷土検定の県問題と44市
町村の問題が解説とともに掲載されているわけですが、市のホームページにも県問題と常陸太田
市の問題及びその解説についての内容をぜひ掲載の上、誰もがチャレンジできるような体制を整
えていただきたいとお願いをいたします。また昨年は、里美中学校が市の代表として県大会に出
場し、活躍したということですが、いばらきっ子郷土検定自体、広報不足であったと認識
をしています。ぜひ今年度は、広報紙やホームページなどで広く市民にも周知していただき
たいとお願いをいたします。

次、大項目3の(1)①の周知については、マップ作成時の初期の段階での説明会というもの
はしっかり行われているものと理解をしておりますけれども、その後のフォローアップというも

のが十分ではないような感じも受けています。何事も初期の段階では意識も高く、注意深くもなっていますけれども、時間の経過とともにだんだん気持ちも緩みがちになってしまいます。防災体制の強化に向けた大敵というのは、関心の薄れや油断なのかもしれません。ぜひ定期的な周知の徹底を図っていただきたいと要望をいたします。

そこで1点再質問ですが、先ほど739カ所ある危険区域のうち、221カ所についてはマップが作成されているということですが、逆にそれ以外の地域についてはまだマップが作成されていないということですが、その理由についてお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 739カ所の危険箇所についてでございますけれども、茨城県におきまして急傾斜地にあつては、傾斜が30度、高さが5メートル以上の斜面で人家や施設への被害が予想される箇所など、一定の要件で大まかな調査により抽出をいたしましたものでございます。これらの危険箇所につきましては、県が人家などの戸数によってレベル1からレベル3までの箇所に分類をいたしまして、順次詳細な調査を行い、警戒区域等の指定を行っているところでございます。

市におきましては、指定されましたデータに基づきましてハザードマップを作成することとなりますことから、平成23年度までに指定されましたレベル1の221カ所、これについては人家が5戸以上対象となる区域でございますけれども、これらにつきましてハザードマップへ反映いたしましたところでございます。なお金砂郷地区につきましては、今年1月にレベル2の85カ所の指定が完了いたしておりますので、本年度ハザードマップの改定を行い、これらの区域について反映してまいります。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） わかりました。

次に②の定期点検についても、行政サイドだけではなかなか限界があると感じていますので、ぜひ市民協働の観点からもハザードマップを活用して、地域住民の協力を得ることが肝要であると感じています。

また③の自主防災組織との連携についても、現況は理解しましたが、先ほどの定期点検等も含めたハザードマップの活用についても、ぜひ自主防災会との連携を深めるなど今後の検討課題としていただきたいと思います。

④の災害発生時の情報の伝達ですが、防災行政無線は屋内外を問わず聞き取り可能な環境にすること、ホームページは自分からアクセスする必要があること、またフェイスブックやツイッターは普段から利用しているユーザーに限定されることなど意外と制約が多くなりがちなんですけれども、一方でメール一斉配信というのは、現在の携帯電話所持率からすると、届けたい情報を確実に伝えやすいといったメリットが考えられ、実際に小中学校の緊急配信メールなどでも利活用が進んでいます。

市のメール一斉配信については、こここのところ残念ながら忘れ去られたかのようにぴたりと配信が行われていませんけれども、ぜひその存在が薄れないように、さらには正常に機能しているかどうかの点検の意味も含めて、月1回程度のテスト配信を実施していったり、災害情報以外に

も観光イベント情報，子育て定住促進情報，健康スポーツ情報などカテゴリーが多数存在するわけですので，いま一度各担当部署で再確認の上，登録者を増やす努力とともに，利活用を促進していただきたいと要望いたしまして，私の一般質問を終わります。

○後藤守議長 次，5番深谷渉議員の発言を許します。

〔5番 深谷渉議員 登壇〕

○5番（深谷渉議員） 5番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従いまして大きく3点伺います。

まず初めに，公会計についてでございます。

今後の新地方公会計の推進に関する研究会による報告書の内容についてお伺いいたします。本年4月30日，総務省の今後の新地方公会計の推進に関する研究会が報告書をまとめました。報告書のポイントは3つございます。1つは全ての自治体に適用する新基準の策定，2つ目は固定資産台帳の整備，3つ目には複式簿記の導入の3点であります。このように研究会の報告書は全ての自治体に適用する新基準，統一モデルを打ち出し，固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を求めています。

現行の新地方公会計制度は，基準モデルと改訂モデルの2種類でどちらかを選択していますが，今回は新たに統一された新基準を定め，自治体間の比較を可能にする方向で，新基準は現行の基準モデルに近い内容になっております。全体の82%と大半の自治体が採用している改訂モデルは，大きな変更を迫られることとなります。本市も改訂モデルを選択しておりますので，その例外ではありません。

この報告書の内容と，それをもとに総務大臣から5月23日発信された今後の地方公会計の整備促進についての内容を踏まえ，今回の具体的内容とその方向性についてのご所見をお伺いいたします。また，今回の報告書の内容により，本市が今後対応していくに当たり，その現状からどのような課題や問題が出てくるのかをお伺いいたします。

続きまして，教育行政についてでございます。

新たな事業と検討についてお伺いいたします。

まず初めに，土曜授業の認識と取り組みについてお伺いをいたします。

文部科学省では，子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方法の1つとして，平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い，設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であることをより明確化いたしました。またあわせて，子どもたちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて，地域や企業の協力を得て，土曜日の教育活動推進プロジェクトを進めています。

この土曜日の教育活動推進プロジェクトについて，1つが質の高い土曜授業の実施のための学校に対する支援策，土曜授業推進事業でございます，2つ目が地域における多様な学習，文化やスポーツ，体験活動などさまざまな活動の推進のための支援策，これが地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業と長い事業になっておりますけれども，この2つの平成26年度の事業計画を現在文科省で精査を行っております。

これは体系的、継続的な教育プログラムを企画、実施できるコーディネーターや、多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育支援体制等の構築を図るものでございます。文科省の調査によると、平成24年度に土曜授業を実施した公立学校は、小学校が8.8%、中学校が9.9%、高校が3.8%で、いずれも1割に満たないのが現状でございます。法律の改正が行われたことで、どの程度の自治体がこれから実施に踏み切るのかが注目されておりますが、本市の認識と取り組みに対するご所見をお伺いいたします。

2つ目といたしまして、反転授業の認識と取り組みについてお伺いいたします。

反転授業とは、授業と宿題の役割を反転させる授業形態をいいます。通常は、授業中に生徒へ教材を使って知識や考え方等の伝達、学習を行い、授業外でその内容の復習を行うことを反復し、学んだ内容の定着を図っております。これまでの学校教育で行われた授業、宿題の繰り返しによる学習方法から、反転授業では自宅でビデオやタブレット端末による教材などを活用し、あらかじめ決められた学習内容を学んでから、学校の授業でその内容に関する認識、確認、さらには共同学習によるディスカッション等を行い、学んだ知識を使う活動によって学習能力の向上と学習の総時間量を変革する取り組みと言えます。

このような意味からも、ICT教育の一部として考えられております。またこれまでの授業は教師からの講義が多く時間を費やし、学んだ内容をインプットする機会だったと言えます。それに対しまして、反転授業ではあらかじめインプットした内容をアウトプット活動に費やすことで、得た知識を自ら使う機会を増やすといったメリットが期待されております。

日本人は討論や応用が苦手と言われます。グローバルな時代に対応した議論や討論、知識を生かした応用が行える基礎力が養えます。反転授業の導入は、欧米を中心に2010年ごろから注目を集めるようになったと言われております。日本においても事例数はまだ少ないようですが、幾つかの小中学校、高等学校、大学で導入されております。特に、佐賀県武雄市では昨年2013年11月に1つの小学校で反転授業の公開授業が行われ、本年2014年からは日本で初めて地方自治体単位で反転授業に取り組む予定とされ、注目されております。反転授業の認識と取り組みについてのご所見をお伺いいたします。

3つ目が、読書科の認識と取り組みについてお伺いいたします。

東京都の江戸川区が2012年度から導入した独自科目、読書科が、今年度から区立の全小中学校106校で本格実施されます。各学校は年間35時間以上を、朝読書なども含めて読書時間と読書科の授業に充てます。公立校での導入は全国初であります。江戸川区が読書科を導入した背景について区教育委員会は、「区は2010年度から、区立の全小中学校で年間1,000分以上の読書時間を実施していましたが、読書に集中できない子どもがいたり、読書の幅に広がりが見られないという課題が出てきました」と話しています。

そこで区は、一步踏み込んだ読書を目指して読書科を新設し、年間計画の立て方、具体的な活動内容などを紹介した事例集を作成、目標であった年間35時間以上に向けて12年度には年間25時間以上、13年度には年間30時間以上を全小中学校で実施していきました。

本市も学校図書館の充実を図ってきましたが、さらにその利用を促進し、児童生徒たちの情操

教育、知識、感動を人に伝える力を育成していくことが重要と考えます。読書科の認識と取り組みについてのご所見をお伺いいたします。

大きな3つ目の認知症施策についてお伺いいたします。

認知症患者の現状についてお伺いいたします。

東京都台東区の認知症の女性が2007年に群馬県の館林市内で保護され、本年5月12日まで身元不明のまま民間介護施設に入所していた問題で、館林市は16日、報道がきっかけで再会できた今年まで7年間の生活費を、女性側に請求しない方針を決めました。市は認知症に起因し、社会全体で考えるべき問題、人道的見地から請求すべきでないと判断し、特例措置を示しました。

しかし一方、徘徊症状のある認知症の男性、当時91歳が電車にはねられ死亡した事故で、先日名古屋高裁が下した判決に波紋が広がっております。この男性を介護してきた妻に対し、振りかえ輸送など鉄道会社への損害賠償359万円の支払いを命じたのであります。認知症患者の同居家族には、損害賠償の重いリスクがのしかかることになりました。施設ケアから在宅ケア重視への転換が叫ばれている中、今回の判決にやりきれない思いを抱いた人も少なくないのではないのでしょうか。

いまや65歳以上のほぼ7人に1人が認知症と言われております。警察庁によると、認知症が原因で行方不明になったという届出は2012年で9,607人、そのうち359人が発見時に死亡していました。認知症に対する施策の推進と認知症患者を見守る施策を充実させる必要性を実感しております。日本では2012年度の認知症患者数462万人、認知症予備軍、専門用語では軽度認知障害MCIと言われるそうですけれども、このMCIは400万人と言われております。本市の認知症患者数や軽度認知障害の患者の状況と人数の把握はどのようになっているのか、お伺いいたします。

続きまして、認知症サポーターの養成状況についてお伺いいたします。

認知症患者の見守りの1つとして、認知症サポーターの養成があります。認知症サポーターとは認知症に関する知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けをする人です。その養成講座は全国で都道府県、市町村、職域団体等が主体となり、住民や職域、学校等で行われておりますが、本市での養成講座の実施状況とサポーターの人数、またその後のフォローなどはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

3つ目に、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の具体的内容についてお伺いいたします。

私は3月の第1回市議会定例会で質問いたしましたが、地域包括ケアシステムの構築の中で、認知症施策の推進は非常に重要な問題だと思っております。そのポイントとなるのが、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員でございます。これらについて役割とともに、チームはどのような人で構成され、何チーム計画されているのか、またどのような人が推進員となり、何人ぐらいが配置される計画なのか、ご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終了いたします。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 公会計についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、今後の新地方公会計の推進に関する研究会からの報告書の内容でございますが、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提といたしました、新たな財務書類への計上しなければならない項目や計上方法など統一的な基準が示されたものでございまして、詳細につきましてはさらに検討され、来年1月ごろまでには具体的な財務書類の作成マニュアルを国が作成することとされております。

またこの報告書とあわせまして、総務大臣より通知があったところでございますが、この中では、新たな基準による財務書類の作成につきましては、原則として平成27年から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体で行うよう、要請をする予定である旨が示されているところでございます。

このため本市におきましては、今後新たな基準によります財務書類の作成準備を進める必要がございますが、まだまだ不透明な部分が多く、国におきましても引き続き検討することとしておりますので、引き続きまして国の動向を注視し、適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

次に本市の現状でございますが、現在作成しております財務書類は固定資産台帳整備や複式簿記によるものではなく、決算統計データを活用して作成いたします簡易的な総務省方式改訂モデルに基づきまして作成いたしましたものでございます。このため本市におきましては、現在固定資産台帳整備の準備といたしまして、既存の備品台帳や公有財産台帳等に基づきまして資産の洗い出しを行っているところでございます。

今後の課題でございますが、固定資産台帳を整備するために既存の公有財産台帳等には記載のございません取得財源内訳等のデータ、これらの収集や整理などに相当の時間と事務負担がかかること、また複式簿記導入に対応するために、既存の財務会計システム等の改修、または新たなシステム構築のための経費負担が考えられるところでございます。なおこれらに対して国におきましては、事務や経費の負担を考慮し、標準的なソフトウェアの開発とこれらの無償提供の考えも示されているところでございます。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 土曜授業に関するご質問にお答えいたします。

平成25年11月29日、学校教育法施行規則の一部改正により、教育委員会の判断で他の曜日に休業日を振りかえることなく、土曜日に授業が行えるようになりました。今年度文部科学省では、土曜日の教育活動のスムーズな実施に向けて、土曜日の教育活動推進プロジェクトとして1つ目に、学校における土曜日に実施する質の高い授業いわゆる土曜授業、2つ目に、地域の方々の協力を得ながら、豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等を構築する事業の2つの側面から、全国のモデル地域で委託や補助事業として実施しております。

そのうち土曜授業につきましては、公立の小中学校におきましては現在、県内では国の委託を

受けずに、つくば市のみが年4回程度実施しているだけであります。そのつくば市でも家庭や地域で子どもを育てるといふ学校週5日制の趣旨を踏まえ、実施回数の制限や地域と連携した公開授業をするなどの条件を設定して行われております。

土曜授業の実施に当たりましては、児童生徒の負担を考慮すること、保護者や地域住民、関係団体等の理解を得ること、関係団体が実施している活動等に配慮すること、教職員の勤務時間が超過しないようにすることなど留意することが必要になります。本市では、これまで学校週5日制の趣旨を踏まえ、子ども科学クラブ、親子自然探索クラブ、少年少女合唱団、スポーツ少年団等の豊かな体験活動の場を設定し、さまざまな施設で学びの場が提供されてきており、家庭や地域での活動が行われているところでございます。また学校においては、必要に応じて、土曜日に学校行事や授業等も行っております。

そのような中で、土曜授業を新たに設けることは、子どもたちの負担につながっていくことも考えなければなりません。教育委員会といたしましては、学校の意見、児童生徒や保護者の思い、そして土曜日に地域で子どもたちの指導に当たってくださっているスポーツ少年団等を初めとする活動団体の関係者の皆さんのご意見をお聞きしながら、今後土曜授業のあり方について検討してまいります。

次に、反転授業についてのご質問でございますが、反転授業とは子どもたちが本来学校で学習内容を教わり、家で復習するというやり方を逆転させたもので、動画配信された教師の授業をタブレット等のパソコン端末機器を使い、前もって家庭で学習し、学校ではその学習した内容についての話し合いや発展的な課題に取り組むなどの授業方法のことでございます。これは情報通信技術ICTが発達し、パソコンやタブレット端末が普及する中で生まれた新しい授業の形であると言えます。

現在では、先ほども議員のご質問の中にありましたように、佐賀県の武雄市の取り組みが新聞等で紹介されております。新聞等によりますと、ICT等の活用も含めたさまざまな条件整備が必要になってきます。学校の子どもの学びは、基本的には学校の授業の中で学び合ったり、話し合ったり、切磋琢磨しながら人と人とのかかわりを大事にしながら、しっかりと学力を身につけていくことが大切と考えております。現在学校では、デジタルカメラ、プロジェクター、パソコン、デジタル教科書、電子黒板などさまざまなICT機器を活用し、児童生徒が主体的に学び合う場を設け、興味関心を高めながら、楽しくわかる授業づくりにつなげて取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、ICTの活用も含め、子どもたちが楽しくわかる授業をめざした授業改善が行われるよう、各学校に指導、助言してまいるとともに、今後さまざまな授業形態や学習方法の1つとして反転授業についても研究してまいります。

次に、読書科の設定についてのご質問でございますが、本市では読書活動は豊かな心の育成に大変有効であり、子どもたちの健やかな成長にはなくてはならないものとして捉えております。特に読書は、早い段階で習慣化することが大切でありますので、小学校に図書館司書を配置し、読書活動の充実に努めております。

各学校においては朝の読書、読み聞かせ、また「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」などに取り組むなど、さまざまな読書の機会を確保して、子どもたちの読書への意欲を高めるとともに、子どもたちが本になれ親しむよう努めているところでございます。また、親子ともみがき活動の中にも、親子ともに読む「とも読」を活動例として上げております。親子での読み聞かせや一緒に読書をする、家族で本を選ぶという活動を行うなど、家庭の中にも積極的に本に親しむことができるよう奨励しているところでございます。

いずれにいたしましても、学校は教育課程に示された教科等の時間を中心に、週時程、時間割の中に位置づけることにより、各学校が設定した教育活動を行っており、一律に読書科を設けるということはかなり厳しい状況であり、現在行っている読書活動を充実、発展させる形でさらに推進して、子どもたちの豊かな心の育成を図ってまいりたいと考えております。

○後藤守議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 認知症施策の推進と地域の見守りについてのご質問の中で、まず認知症患者の現状についてのご質問にお答えいたします。

本市における認知症患者数でございますが、介護保険認定の状況をもとに申し上げますと、認定者3,109名のうち、認知症と認められる方は2,008名となっております。議員のご発言にございました軽度認知障害、いわゆる健常者と認知症の間の方の、中間のグレーゾーンにある方の患者数の状況につきましては、市といたしましては実態を把握した資料等はございませんが、平成22年に厚労省が示した指標によりますと、全国の65歳以上の高齢者の13%が軽度認知障害の状態にあると推定されると言われてございます。そうした状況から見ますと、本市におきましても約2,300名程度の方が、軽度認知障害の状態にあると考えてございます。

続きまして、認知症サポーターの養成状況についてのご質問にお答えいたします。

本市では認知症を正しく理解し、状況に応じて的確に対応できるよう、介護者や市民を対象として認知症介護アドバイザーによる認知症サポーター養成講座を、平成21年度から社会福祉協議会に委託して実施しております。昨年度は18回開催し、市民や病院等の事業所、小中学校の児童生徒や教師等921名が受講しております。これまでに延べ2,259名が受講され、認知症サポーターとして地域で認知症の方々の支えとなっているような状況でございます。

なお、受講者の方々へのその後のフォローにつきましては、認知症についての理解をさらに深めていただけるよう、講座の内容を充実させながら、複数回の受講をご案内している状況でございます。今後も認知症サポーターの拡大に向けまして、事業の周知と内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の具体的な内容についてのご質問にお答えいたします。

認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員につきましては、このたびの介護保険制度改正案の中で認知症施策の1つとして示されておまして、平成30年度を目途といたしまして、全ての市町村において地域包括支援センター等に設置することとされております。

まず認知症初期集中支援チームにつきましては、医療系、介護系職員及び医師で構成し、認知症の方あるいはその家族等を訪問し、初期の状況にございます方々への支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものでございます。

次に、認知症地域支援推進員につきましては、保健師、看護師等が当たりまして、認知症初期集中支援チームと連携を図りながら、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図るものでございます。

支援チームや支援推進員の数などの具体的な内容につきましては、まだ国から具体的な指針等が示されておられませんので、それらの動向等を注視してまいりたいと存じますし、また平成25年度において、全国で14団体がモデル事業に取り組んでいると伺ってございます。それらの成果等についても情報収集に努めながら、第6期高齢者福祉計画の策定作業を進める中で十分な検討を重ね、考え方をまとめてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○後藤守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

深谷議員。

〔5番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○5番（深谷渉議員） 午前中はご答弁大変ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

新地方公会計制度に対しましては、公明党は公認会計士の国会議員を中心に公会計委員会を立ち上げまして、導入に当たりましてその問題点や利活用に対しての推進を図っております。種々いろいろな問題がございますけれども、一番問題になっているのはやっぱりシステムの導入に当たっての経費の問題かと思えます。個々の自治体がシステムを導入しますと、膨大な資金が必要になってくるということでありまして、ご答弁いただいたように、国でも積極的に標準的なソフトウェアを開発して、27年度できる限り早い時期に地方公共団体に無償で提供する方向ということでお聞きしております。しっかりそれに対応できるような体制を本市でとっていただきたいと思えます。

新地方公会計制度でありますけれども、固定資産台帳に限って1点申し上げたいと思えます。人口減少の一途をたどる本市では、財政状況の厳しい中、公共施設等インフラについて縮減しながら更新を進めるという縮充ということ、小さくしながら充実させることが迫られていると思えます。まさに行政は予算を執行するだけの運営から、市長がおっしゃっているように限られた資源を有効に活用する経営への転換が非常に必要になってくる時期であります。固定資産台帳はその自治体経営の基盤となるものでございます。またあるいはファシリティーマネジメントのデータのベースとなるものだと考えておりますけれども、その点に関しましてどのような認識をされているのか、お考えを伺いたいと思えます。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 先に整備をいたしました公共施設白書につきまして、ファシリティーマネジメントを進めるために作成いたしましたものでございますけれども、この中では施設の今後の活用状況等を見ながら縮減、合併するまたは廃止するというところで、今後検討していく基礎資料とするべきものとして作成いたしましたものでございます。

今後作成いたします固定資産台帳でございますけれども、白書のほうが道路、橋梁、上下水道施設、公共インフラ等を除いて箱物だけを対象として作成いたしてございますので、これらも白書とあわせまして、将来に向けて財政負担等も十分検討して、固定資産台帳について活用いたしていけるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。公共施設のマネジメントをしっかりと行うためには、今おっしゃったような白書のデータの更新を着実にやっていく、コスト情報を積み上げていく必要があると思います。まさにそのための複式簿記の導入による会計制度からの固定資産台帳を作る必要があると考えます。膨大な作業になるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、教育行政についてであります。

土曜授業、反転授業の認識、取り組みについては理解いたしました。やはり多くの方の負担やご理解をいただきながら進めなくてはならない問題でありますから、時間もかかります。準備も必要です。ICTの導入もしていかなければなりません。しっかりその辺を計画的に研究しながらやっていただきたいと思っております。

3つ目の読書科の取り組みでありますけれども、現時点では余り考えていらっしゃらないということでもありますけれども、読書の必要性は教育長も認識されておりますので。読書科に取り組んでいる内容を検討しましたところ、私も初めて知ったんですけれども、読書へのアニメーションということで読書の幅を広げるといった取り組みを行っているということでもあります。アニメーションの説明と本市でも授業で使っているところがあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまのご質問ですけれども、読書には音読とか朗読とか黙読、あるいは輪読、役割を持った読書とかさまざまな読書の方法がありますけれども、とりわけ本を読まない子、本が嫌いな子どもに対して、どのようにしたらいいかということで生まれた手法の1つにアニメーションという方法がございます。

これは読書をする際、グループで同じ本を読んで、みんなで1回読んでみた後に、文の中にわざわざ先生が間違った文を挿入して、2回目に読んだときに、「先ほど読んだ本とどこが違うの」とか、登場人物の持ち物とか、登場人物の着ている服の色とか、そういう作戦をもって読んで、子どもたちに興味を湧かせるというゲーム感覚でできる読書の方法でございます。

先ほど申しあげました音読とか朗読とか黙読とか輪読，あるいは役割を持った読書とか，あるいはこのアニメーションも含めて，子どもたちがなれ親しむということが一番大事なものですから，いろいろな手法を取り入れながら，子どもたちに本を読む楽しさを実感させていくことが大事かなと思っております。

本市の小学校でも，特に国語の授業の中で，アニメーションを国語の物語文の中等で取り入れている現状でございます。今後ともまたさまざまな手法を取り入れながら，子どもたちに本の楽しさを味わわせていきたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。アニメーション，活性化という訳し方をするんでしょうか，読書の楽しさを伝え，子どもの持っている読む力を引き出そうとして開発，体系化された手法ということで，先ほど教育長もおっしゃっていましたが75の手法があるということで，一つ一つほんとに興味深い手法がございます。そういったものを授業の中に取り入れて，読書に興味を引いてもらうといったことであります。読書科の設定はなくとも，読書への興味を引く授業の展開が随所にできればいいのかなと思っておりますので，ご努力をよろしく願いたいと思います。

続きまして，認知症についてお伺いたします。

認知症予備軍の方が認知症になるのを防ぐのが，私たちの急務であると思っております。正常の状態から認知症の移行状態になる，確かに物忘れは増えているだけけれども，日常生活に差し支えるような深刻な物忘れはしていない段階を予防しながら，認知症に移行しないようにしていく方法を，今後検討していく必要があるのかなという思いがございます。

つい数年前までは，多くの研究者が認知症は予防できないと考えておりました。そもそも認知症は治らない病気だと考えていたからであります。しかしながら，認知症は治療できる病気であるということがわかってきた現代において，何をすべきか。それは，まさに早期発見ということでもあります。早期発見のための手法を取り入れた，3分以内で簡単に物忘れをチェックできる機械を考案した浦上克哉さんという，鳥取大学の医学部教授の認知症予防学を専攻されている方の話でございます。

それを取り入れたところが，鳥取県の琴浦町の物忘れ検診と予防の取り組みなんでございます。この検診は65歳以上の介護保険を受けていなくて，一見して健康そうに暮らしておられる方を対象に行っているそうでございます。受けた結果，認知症の疑いがあると判断された場合には，早期の治療に結びつけるために専門の医療機関を紹介する。そしてまた，認知症ではないけれども予備軍であると判断された場合は，予防教室に通っていただくようなシステムだそうでございます。

運動とか知的活動，コミュニケーションの3つを中心に，週1回2時間の予防教室を3カ月実施しますと非常に効果があらわれて，認知症予備軍の方は普通3年以内に認知症に移行するらしいんですけども，琴浦町の方は明らかに3年たっても認知症にならず，経過している方が多いということでございます。こういった認知症の予防に対する対策を本市としてどのようにお考え

なのか、お伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 認知症の予防対策についてのご質問でございますけれども、全てが直接的な認知症対策ということではございませんけれども、市といたしましては現在、地域包括支援センターあるいは在宅介護支援センターに相談業務を委託してございます。そういった中で認知症も含めたいろいろな相談をお受けする中で、適切なアドバイスあるいは支援を行うという対応などをとらせていただいています。

また、高齢福祉サービス事業の中で生き生きふれあい事業への参加促進、あるいは健康づくり部門での介護予防事業、るる実施してございます、それらへの参加促進、保健師が地域の公民館あるいは老人会等々への健康教室という形が出ていく中で、認知症予防対策をテーマに講演を実施し、予防促進を図るといった取り組みなどをさせていただいているところでございます。今回の介護保険制度改正の中でも重要な施策としての視点がございまして、議員ご発言の内容なども十分情報収集しながら、対策の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 最後になりますけれども、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、この具体的な内容を伺いましたけれども、14団体がモデル事業として行われているというお話がございました。その研究をしっかりとさせていただいて、本市でも早急に取り組めるような体制をとっていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○後藤守議長 次に、9番菊池伸也議員の発言を許します。

〔9番 菊池伸也議員 登壇〕

○9番（菊池伸也議員） 9番菊池伸也です。ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問をいたします。

快適な暮らしを守る安全・安心な水道事業推進について。

本市では少子化・人口減少対策を最重要課題として位置づけ、若者、子育て世代の経済的支援の充実や子育て環境の充実など、さまざまな角度から積極的に施策を進めていることは十分に承知しておりますが、快適な暮らしや命を守るための安全・安心な水を提供する水道事業は、最も重要な事業の1つであると思っております。そこで、簡易水道事業による給水体制について3点伺います。

最初に、1点目の里美地区、水府地区における水質検査の実態と給水体制についてであります。まず大切なライフラインとして安全・安心な水を提供するため、どのような方法で水質検査を実施され、市民に情報提供されているのか。また、給水体制についてのシステムや浄水場の機器のシステム及び配水池の設備のメンテナンス等については、現在どのような方法での保守・点検業務が実施されているのか、お伺いいたします。

次に、2点目の水道水の濁りの指摘と対策についてお伺いいたします。

水府地区には、北部浄水場、南部浄水場、和田浄水場の3カ所の浄水場があります。唯一和田

浄水場のみが地下水を水源とし、北部、南部浄水場はいずれも山田川の表流水を水源として利用し、飲料水に浄水処理をしたのち、各配水池へ貯留し、使用水量の変動や適正な水圧加工に対応しながら、市民の大切な生活を守るために、職員の皆さんが日夜ご努力をされていることは承知しております。

今回特に気になったのは、南部浄水場からの水道水の濁りの情報提供であります。私の住まいのある地域も、以前は南部浄水場からの水道水の給水を受けていましたので、当時から大雨などの際には水道水がひどく濁り、とても飲料水としては使用できないと感じたのは私だけではないと思っております。十数年前から道路改良の際に北部浄水場からの給水に変わりましたが、北部浄水場からの給水が変わってからは、全くと言っていいほど水道水の濁りは感じられませんでした。南部浄水場から給水されている市民の何人かにこのことを聞いてみましたところ、やはり以前から大雨などの際の水道水の濁りについては気にしていて、中には飲料水としては現在も使っていないと答えた方もいたほどです。

そこで、この濁りのご指摘を受けている水道水が、より安全・安心な水道水として市民に供給されるには、濁りの原因究明を含め、今後どのような対応やご努力をされるのか、お伺いいたします。

続いて、3点目のライフラインとしての簡易水道事業の確立についてお伺いいたします。

市民の最も大切な命を守るライフラインとして、常に安心・安全でしかもおいしい水道水を供給し続けていくために、最新のシステム導入や設備の改良も含め、今後どのような計画のもとに簡易水道事業確立のご努力をされていくのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 簡易水道事業のご質問につきましてお答えいたします。

初めに、水質検査の実態についてでございますが、水質検査につきましては、里美地区4カ所、水府地区3カ所の各浄水場の配水区域ごとに、原水及び浄水についての検査を行っております。検査項目と検査頻度につきましては、各浄水場の配水区域内の蛇口におきまして、一般細菌及び大腸菌等を含む51項目を月1回、色、濁り等の4項目については1日1回、原水検査はそれぞれの取水場と井戸において、38項目の検査を年1回行っております。なお水質検査計画、検査結果につきましては、市のホームページにおいて公表しているところでございます。

続きまして、給水体制でございますが、里美地区の里川浄水場、北部浄水場、南部浄水場は里川支流の表流水を、中部浄水場は地下水を水源としております。議員ご発言のとおり、水府地区の北部浄水場、南部浄水場は山田川の表流水を、和田の取水場は地下水を原水としております。和田浄水場以外の浄水場については、取水した原水を着水井に導水し、次亜塩素及び凝集剤を注入、凝集沈殿池において沈殿処理後、急速ろ過器によりろ過を行った後、配水池を經由して各家庭へと配水されております。和田取水場の地下水は、安定した水質であるため、次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理のみで松平配水池へ送水しております。

また設備のメンテナンスにつきましては、浄・配水場の計器など機械設備については専門業者に委託し、日常の点検・清掃等におきましては、職員で対応しているところでございます。

次に、水府・南部浄水場から供給されている水道水の濁りについてでございます。濁りの要因といたしましては、水府・南部取水場の場合、川岸から取水するほかの取水場と異なりまして、河川の中ほどから直接取水していること、また原水が高濁度になっても自動で取水を停止できないことなどから、竜神ダムの緊急放流や雷雨の際に一部の地域において凝集沈殿処理し切れなかった原水の一部が、色の濁りとなって発生したものと考えております。

濁りの対策については、これまでもろ過砂の交換や水質計測器の更新などを行って対処してきたところでございますが、今後においては高濁度時に自動で取水を抑制する機器を導入し、ダムの緊急放流や雷雨の際、取水を抑制することによりまして対処してまいりたいと考えております。

最後に、ライフラインとしての簡易水道事業の確立についてでございますが、いずれの施設も建設してから30年近く経過し、老朽化が進んでいるため、浄・配水設備の更新及び上水道との一部統合を視野に入れながら施設整備計画を策定し、計画的に事業を進め、よりよい安全・安心な水の供給に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 菊池議員。

〔9番 菊池伸也議員 質問者席へ〕

○9番（菊池伸也議員） ただいまは大変ご丁寧な前向きな答弁をありがとうございます。2回目の質問は要望のみにとどめたいと思いますが、一部ちょっと確認をさせていただきながら要望したいと思っております。

1点目の里美地区、水府地区における水質検査の実態と供給体制の中で、各種の検査項目、メンテナンス等、念入りに行われているとは思っております。先ほどホームページで結果を公表しているとのことでしたが、検査表の中で毎日検査というのがあります。365日検査をされるわけなんですけど、全て異常なしと書かれておまして、そういう中で濁りの情報提供があったことは残念だと思っております。できれば検査をするサンプルが1カ所、常に同じではなく、情報提供された方の近くの水などもぜひ検査をしていただければと思っております。

これまで職員の方が、ろ過砂の交換や水質計測器の更新を行ってきたということではありますが、これだけでは濁りの解消には至っていなかったのだと思います。最近のゲリラ豪雨と言われる大雨やそれに伴うダムの放流等に起因する濁りに、少ない人数の職員が人海作戦で対応されるのには限界があると思っております。ご答弁のように、高濁度時にセンサーなどの感知システムで自動的に取水の停止、あるいはコントロールできるような機器の導入を早急にご検討され、実現を図っていただけるよう要望しておきます。

次に、3点目の件でございますが、施設が30年近く経過して老朽化していることはただいまご答弁の中でも申されました。施設を整備した時点と現代とでは水の使い方が大変違うのかなと思っております。現代はトイレの水洗化など施設整備時代とは大変変わってきていることを考えれば、水量なども十分ご検討の上、新たな施設整備計画を策定され、よりおいしくかつ安全・安心

な水の供給体制ができるようなご計画を検討していただけますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○後藤守議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1 時 3 1 分散会